

# 令和5年度 第19回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和5年12月22日（金） 午後3時から3時20分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

## 三 出席者

- |         |      |       |         |      |  |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員  | 委員長  | 小松哲也  |         |      |  |
|         | 委員   | 中本久美子 |         |      |  |
|         | 委員   | 細田耕治  |         |      |  |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 山本雅美  | 次長兼給与課長 | 前田俊和 |  |
|         | 任用課長 | 尾田聡子  | 係長      | 米田康孝 |  |
|         | 係長   | 山口玲夏  | 係長      | 河崎卓哉 |  |
|         | 主事   | 竹茂美緒  |         |      |  |

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室（執務室）から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

## 四 議 題

議案第1号 人事委員会規則等の改正及び定め of 制定について（勧告関係）

議案第2号 職員の採用選考について

報告第1号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 障がい者対象（警察行政）・高校卒業程度）の採用候補者の決定について

## 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号は公開、議案第2号及び報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

人事委員会規則等（勧告関係）の改正及び制定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

以下のとおり規則等の一部を改正し、定めを制定する。

#### 1 改正する規則等及び制定する定め of 名称

##### （1）規則等の一部改正

- ① 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）
- ② 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）
- ③ 職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）
- ④ 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）
- ⑤ 期末手当及び勤勉手当の運用について（昭和41年2月1日発鳥人委第12号）

##### （2）定め of 制定

- 令和5年改正条例附則第2項等の「人事委員会が定める者」について

## 2 概 要

本委員会の「職員の給与に関する勧告」（以下「勧告」という。）に基づく、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第52号。以下「改正条例」という。）が可決されたことを踏まえ、関係規則等について所要の改正及び定めを制定を行う。

### （1）規則等の一部改正

#### ① 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

勧告による勤勉手当の支給月数の引上げ（年間1.70月分→1.75月分（0.05月分）／R5年＝6月期：0.85月・同12月期：0.90月、R6年＝0.875月）を踏まえ、勤勉手当の成績率を改正する。

根拠	成績区分	成績率の範囲の改定方針	一般職員の場合		
			現行	R5年12月期	R6年度～
規則	特に優秀	上限：勤勉手当の支給月数の2倍	1.70以下	<u>1.80</u> 以下	<u>1.75</u> 以下
		下限：「良好（標準）」に対する比が現行と同程度となるよう設定	0.995以上	<u>1.045</u> 以上	<u>1.02</u> 以上
	優秀	「良好（標準）」に対する比が現行と同程度となるよう設定	0.995未満 0.92以上	<u>1.045</u> 未満 <u>0.97</u> 以上	<u>1.02</u> 未満 <u>0.945</u> 以上
	良好（標準）	勤勉手当の支給月数と同様に引上げ	0.835	<u>0.885</u>	<u>0.86</u>
通知	良好でない	国の「良好でない」と「良好（標準）」の比を基に設定	0.76以下	<u>0.805</u> 以下	<u>0.785</u> 以下
	戒告	「良好（標準）」に対する現行の比率を概ね維持、成績率の上限値が等間隔となるように調整（役職段階が高くなるほど厳しい措置となることを基本）	0.54以下	0.54以下	0.54以下
	減給		0.43以下	0.43以下	0.43以下
停職	0.32以下		0.32以下	0.32以下	

※改定方針は例年から変更なし。（国準拠）

ただし、R6年度以降の特定幹部職員について、単純に設定した場合、成績区分が「良好でない」の引上げ幅（3.0/100）が「良好」以上の引上げ幅（2.5/100）を上回るため、「良好」以上と同一の引上げ幅とする。

#### ② 管理職手当に関する規則

管理職手当の上限（※）の算定基礎となる給料月額が改定されることに伴い、手当額を改正する。

※職務の級における最高号給の給料月額の25/100

#### ③ 職員等の給与の支給に関する規則

第1号会計年度任用職員の報酬の上限の算定基礎となる給料月額が改定されることに伴い、上限額を改正する。

<行政職給料表の適用を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の上限（「特定の学識、経験等に基づく高度の専門性又は特殊性を要する職」以外）>

月額	日額	時間額	勤務一回当たりの額
180,500円 (173,600円)	10,620円 (10,210円)	1,390円 (1,340円)	23,630円 (22,780円)

※下段の（ ）書きは現行の上限額。

#### ④ 初任給調整手当の支給に関する規則

医師等に対する初任給調整手当の上限額の引上げを踏まえ、手当額を改正する。（国準拠）

#### ⑤ 期末手当及び勤勉手当の運用について

勧告による勤勉手当の支給月数の引上げを踏まえ、勤勉手当の額の総額の上限を改正する。

### （2）定めを制定

- 令和5年改正条例附則第2項等の「人事委員会が定める者」について

改正条例の施行日時時点で給与条例に定める給料表の適用を受ける職員等ではない者のうち、改正条例による給与差額追給の対象となる者（任用の実情を考慮し職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者（※））を規定する。

※国家公務員・他の地方公務員（人事交流によるもの）、企業局・病院局職員

### 3 施行（適用）日

#### （1）施行日

改正条例の施行日

#### （2）適用日

1（1）①及び⑤のうちR5年12月に支給する勤勉手当に関する事項=R5年12月1日

1（1）①及び⑤のうちR6年度以降に支給する勤勉手当に関する事項=R6年4月1日

1（1）②～④=R5年4月1日

（2）=改正条例の施行日

#### 【質疑等】

委員：制定する定めにある「企業局企業職員」について、説明をお願いしたい。

事務局：地方公営企業法が適用され、企業会計のもとで工業用水や発電等の事業を行う企業局に勤務する職員で、「職員の給与に関する条例」は適用されない。ただ、知事部局等と企業局の間では人事異動があり、そのような人事異動があった場合等の取扱いについて定めておく必要がある。

#### ◇議案第2号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### ◇報告第1号

鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 障がい者対象（警察行政）・高校卒業程度）の採用候補者の決定について、事務局が説明した。

### 六 次回人事委員会の開催

令和6年1月24日（水）午前10時00分から開催することとした。